

(平成 30 年 11 月 22 日 総務委員会提出資料)

## 議案第 1 6 9 号関係参考資料

川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案

### 新 旧 対 照 表

川崎市選挙管理委員会事務局

川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>○川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 平成5年6月25日条例第26号</p>	<p>○川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 平成5年6月25日条例第26号</p>
<p>(趣旨)</p>	<p>(趣旨)</p>
<p>第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、川崎市議会議員(以下「議員」という。)及び川崎市長(以下「長」という。)の選挙における法第141条第1項第1号の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用、<u>法第142条第1項第5号のビラ</u>(以下「選挙運動用ビラ」という。)の作成及び<u>法第143条第1項第5号のポスター</u>(以下「選挙運動用ポスター」という。)の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、川崎市議会議員(以下「議員」という。)及び川崎市長(以下「長」という。)の選挙における法第141条第1項第1号の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用、<u>長の選挙における</u>法第142条第1項第5号のビラ(以下「選挙運動用ビラ」という。)の作成<u>並びに議員及び長の選挙における</u>法第143条第1項第5号のポスター(以下「選挙運動用ポスター」という。)の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>第6条 候補者<u>は</u>、第8条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定める金額に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が、<u>議員の選挙にあっては8,000枚を超える場合には8,000枚、長の選挙にあっては70,000枚を超える場合には70,000枚</u>)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p>	<p>第6条 候補者<u>(長の選挙における候補者に限る。)</u>は、第8条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定める金額に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が、<u>70,000枚を超える場合には、70,000枚</u>)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p>
<p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p>	<p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p>
<p>第8条 本市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、<u>議員の選挙にあっては8,000枚以内、長の選挙にあっては70,000枚以内のもの</u>であることにつき、市委員会が定めるとこ</p>	<p>第8条 本市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、<u>70,000枚以内のもの</u>であることにつき、市委員会が定めるとこ</p>

改正後	改正前
<p>ろにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚以下である場合 7円51銭</p> <p>(2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚を超える場合 375,500円と5円2銭にその50,000枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額(1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。)</p>	<p>ろにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚以下である場合 7円51銭</p> <p>(2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚を超える場合 375,500円と5円2銭にその50,000枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額(1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。)</p>